

愛知県医療療育総合センター発達障害研究所研究倫理綱領

愛知県医療療育総合センター発達障害研究所（以下「本研究所」という。）は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止を目的として、本研究所の研究者（本研究所の研究者のみならず、本研究所で研究活動に従事する共同研究者、研修者を含む、本研究所において研究活動に従事する者）及び事務職員に求められる倫理的規範及び研究倫理を確立するための本研究所の責務を定めることにより、学術研究の信頼性と公正性を確保する。

第1章 研究活動の不正行為

（不正行為の禁止）

第1条 研究者は、研究の申請、実施若しくは報告又は研究成果の公表において故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造（存在しないデータ又は研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。）をしてはならない。また、二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。）や不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されないことをいう。）をしてはならない。

（資料等の収集方法の妥当性）

第2条 研究者は、学問的及び一般的に妥当と考えられる方法で、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

（個人情報の保護）

第3条 研究者及び事務職員は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは、本人の承諾なくして、これを他に洩らしてはならない。

（資料等の管理）

第3条の二 研究者及び事務職員は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。また、研究者及び事務職員は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等を適切な期間保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（研究倫理教育）

第3条の三 研究者は、日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースを5年に1回以上受講し、本研究所に修了証書を提出しなければならない。ただし、本研究所が同等と認める研究倫理教育の受講から5年を経過しない場合はこの限りでない。

2 事務職員は、日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースを採用時に受講し、本研究所に修了証書を提出しなければならない。

第2章 研究費の不正使用

（研究費の取扱の基本指針）

第4条 研究者及び事務職員は、研究費の源泉が、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めることにより、その負託に応えなければならない。

（研究費の使用及び執行に関する意識の向上）

第5条 研究者は、研究者個人の発意によって提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資

金によるものであり、機関による管理が必要であるという自覚を持たなければならない。

2 事務職員は、専門的能力をもって研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという自覚を持たなければならない。

(研究費の目的外使用の禁止)

第6条 研究者は、交付された研究費を研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(法令等の遵守)

第7条 研究者及び事務職員は、研究費の使用及び研究費の使用の事務処理に当たっては、法令及び本研究所の諸規程等を遵守しなければならない。

(研究費の適正な管理)

第8条 研究者及び事務職員は、予算の執行状況を常に検証し、実態と合ったものになっているか確認し、問題があれば改善策を講じなければならない。

(内部監査への協力)

第9条 研究者及び事務職員は、研究費の使用に関する内部監査に協力し、誠実に対応しなければならない。

第3章 研究倫理を確保するための本研究所の責務

(管理責任)

第10条 本研究所における研究活動及び研究費の運営・管理について、機関全体を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、所長をもって充てる。

3 機関内における実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、副所長兼研究企画調整科長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者の職務を助ける者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、部門の長をもって充てる。

5 研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、副所長兼研究企画調整科長をもって充てる。

6 研究倫理教育責任者は、研究者及び事務職員の研究倫理を向上させるための教育を定期的を実施し、また啓発に努めなければならない。

7 統括管理責任者は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を誘発する要因を分析し、その防止のために適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

8 本研究所は、本綱領を実施するために、最高管理責任者の下に公正研究委員会を設置するとともに、「研究活動の不正行為に関する取扱規程」及び「研究費の不正使用に関する取扱規程」を定める。

附則

この綱領は、平成19年11月1日から実施する。

附則

この綱領は、平成22年10月1日から実施する。

附則

この綱領は、平成27年3月31日から実施する。

附則

この綱領は、平成29年7月1日から実施する。

附則

この綱領は、平成31年3月1日から実施する。

附則

この綱領は、令和3年4月1日から実施する。